

平成30年度第4回 奈良県住生活推進委員会 議事概要

日 時：平成31年1月21日（月）14:00～15:30

場 所：やまと会議室 3階 大会議室

出席委員：委員委員長、委員委員、委員委員、委員委員、委員委員

出席関係課室：地域政策課、地域福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進室、
地域デザイン推進課、都市計画室、建築安全推進課

事務局：住まいまちづくり課

住生活推進委員会傍聴要領及び情報公開条例第7条により公開。傍聴人はなし。

議事（1）奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について

奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について、資料1～3を基に、事務局より説明。

<主な意見>

- ・（委員）今回の委員会をもって、奈良県高齢者居住安定確保計画（案）（以下、「改定計画（案）」という。）の内容が概ね資料2のとおりで良いかの確認ということになる。
- ・（委員）改定計画（案）の29、30ページの「①安全・安心な住まいづくりの促進」に記載されている施策の並び順について、上から「耐震改修」、「リフォーム」、「災害時支援」となっているが、「耐震改修」と「災害時支援」はまとめておいた方が分かりやすいのではないかと思う。
- ・（委員）また、細かい点になるが、改定計画（案）の30ページに「住宅相談窓口担当者等講習会の実施」という施策があり、その概要として「住宅リフォーム相談等を行っている行政機関等の相談窓口担当者に対して、（中略）支援をします。」と記載されている。「住宅リフォーム相談窓口」なのか「住宅相談窓口」なのか、どちらなのか。「住宅相談」というフレーズが様々な箇所に様々な文言で出てきているが、どれとどれが同じなのか、違うのかがやや分かりにくい。
- ・（委員）高齢者の安全・安心な住まいづくりの促進のために記載している施策のうち、直接的に高齢者のために実施されている事業と、もっと大きな事業の中の一部で高齢者にも関連している事業といったように、2種類があるのではないかと思う。そこを意識して、施策の並びについて改善できるところは改善していただけたら、素直な並びになるのではないかと思う。特に先の29、30ページについては、時間の許す限り改善していただけたらと思う。

・(事務局) 検討させていただき、できるところは修正したいと思います。

・(委員) 前回委員会で出た意見に対し、奈良県高齢者居住安定確保計画(平成26年9月)(以下、「現行計画」という。)の中で積み残した課題等に対して、改定計画(案)の25～27ページを加筆修正いただいているが、もう少し踏み込んで書ければ、という感じがする。例えば改定計画(案)の25ページの「(1) 高齢者が安心して暮らせる良質な住まいの形成」の4段落目に「奈良県高齢者居住安定確保計画の策定期間においても、(中略)サービス付き高齢者住宅の供給促進を実施している」とあるが、その状況下で何が課題なのか。例えば「量が足りていないこと」なのか「質が十分ではないこと」なのか「入居者の希望に沿っていないこと」なのか。一言でもそういった課題が書かれていると、その点を今回見直したということが分かりやすいのではないかと思う。取り組んでいるがまだ十分でないという、自己分析のような文言があると良いのではないかと思う。

・(委員) また、改定計画(案)の25ページの「(2) 高齢者が住み慣れた地域に住み続けるための環境整備」の部分が、現行計画の目標を達成したのか否か、非常に判断しづらい。こちらも難しいと思うが、価値判断的な文言があると良いのではないかと思う。

・(委員) あと一点、新規の施策が多く記載されているため、改定計画(案)の40ページは目を引く箇所になると思うが、新規の施策は既設の県居住支援協議会とどのような関係になるのか。実務の中では柔軟に組み合わせていくのだと思うが、やや分かりにくい。イメージとしては、県居住支援協議会という大きな枠組みの中に、部会のような形式で行政中心の施策が「居住支援協議会の構築に向けた会議の実施」で、市町村を巻き込むための施策が「市町村居住支援協議会の設立支援」だと思いがいかか。居住支援協議会に、市町村の関心も高まっている空き家問題を部会形式で盛り込むなどして、居住支援協議会をより活用できたら良いと思う。

・(委員) また、改定計画(案)の市町村協議において、軽微な文言修正以外の意見がなかったとのことだが、そういった状況だということであれば、県は市町村への周知が十分ではなかったのではないかと思うし、市町村は空き家問題ほど関心が高くないのではないかと思う。市町村への意識づけなども、新規の施策が多いこの部分でできたら良いのではないか。

・(事務局) 会議の設置については、改定計画(案)の42ページの「2(1) 庁内及び市町村との連携」の2段落目に、「関係課との連携」について前回から追記をしています。居住支援協議会については、問題意識をもつ方々と議論する場を設けられればと思っています。施策の並びについては、少し整理し直したいと思います。

・(委員) 改定計画(案)の40ページについて先の意見を整理すると、今、新たなセーフティネット制度の創設等のある種追い風のようなものを受けて、居住支援という名の元に従来の住宅政策から一步踏み出していこうという意識で、居住支援協議会を設立し、活動を続けていると思う。「奈良県居住支援協議会の活用」の他に3つほど施策の記載があるが、それらは居住支援協議会とどのような関係性なのかを、本文中でもう少し分かりやすく説明できた

ら良いのではないかと、ということではないだろうか。

・(委員) これも施策の並び順の問題だと思うが、2番目にある「奈良県居住支援協議会の活用」が1番目にあって、「居住支援体制の構築に向けた会議の設置」や「市町村居住支援協議会の設立支援」が並ぶのではないかと。

・(委員) 居住支援を行なっていくための手順、歴史やタイムラインを踏まえた時系列を含めた説明になっていて、その説明に対応した施策の並び順も一案として考えてみてはどうか。

・(事務局) はい、検討します。

・(委員) また、改定計画(案)の25ページの「(2) 高齢者が住み慣れた地域に住み続けるための環境整備」について先の意見を整理すると、「(中略) する必要があります。」とあるが、可能であれば、施策の方向性を意識して「増やしたい」のか「減らしたい」のか「この点は重視したい」のか、目標達成に向けた文言や目標となる数値の記載があってもいいのではないかと、ということではないだろうか。

・(委員) そのとおりである。現行計画について、全く取り組めていなかったり取り組みの効果が上がってなかったりする部分を、的確に把握するのは大変だと思うが、そういった点こそ現行計画の見直しをする際に注目すべきだと思う。

・(委員) しかし、反省ばかりも良くないのではないかと。職員が今後積極的に取り組みたいことを伸ばせるような文言があっても良いのではないかと。計画に沿って施策を実施していく者が取り組みやすい計画であるということも、行政計画を策定するうえでは大事なのではないだろうか。

・(事務局) 反省という意味では、取り組み検討中のものに早く取り組みたいという気持ちがあります。例えば、サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の定期報告や立ち入り検査の実施については現在検討中ですので、まずはこういったものから始めていきたいと思っています。まだ現行計画の計画期間は終わっていませんが、現行計画の反省点のひとつとしては、それがありません。一歩ずつ進めていきたいと思っています。

・(事務局) なお、サ高住の供給量に関しては、供給目標約2,600人分に対して2,265戸、今登録申請受付中のサ高住を含めると約2,300戸となっています。また、それを夫婦型サ高住の定義を踏まえて人数換算すると、2,600人弱になります。また、現行計画ではシルバーハウジングも供給目標の対象としていますので、それらを合計すると、現行計画における量的な供給目標は達成できる見込みとなっています。

・(事務局) サ高住の質に関しては、前回の委員会で簡単に説明しましたとおりで、例えばサ高住の入居率に影響するような極端な状況ではないと思っています。

・(委員) サ高住の登録基準を変えるような実態は出てきてはいない。

・(事務局) そのとおりです。

・(委員) 現行計画を改定するにあたり、「登録基準を変えないこと」を説明するのは難しいと思う。例えば「サ高住の供給数は順調に推移しており、特に現在の登録基準が、供給を阻害しているわけではない」といった認識を改定計画(案)の例えば30ページに記載するのはいかがか。我々は説明を直接聞いたので、登録基準を変えない理由が分かるが、5年後には、この当時になぜ登録基準を変えなかったのかを考えないといけなくなるかもしれない。また、「サ高住を供給するにあたり質の確保やマッチングなどを重視していかなければならない」といった課題点を記載してもいいと思う。

・(事務局) 5年間の計画期間ということもあり、個人的には、「登録基準を変えないこと」の説明は本文中には書きづらいと思っています。委員会資料等でお示しすれば良かったと思っています。

・(委員) 他に意見は。

・(委員) 前回に比べ、見やすくなり誤解が生じなくなったような気がします。特に内容について意見はありません。

・(委員) 同様に特に意見はありません。

・(委員) 一点細かいことだが、改定計画(案)の30ページの「住宅相談窓口担当者等講習会の実施」という施策の概要に誤字があるように思うがどうか。

・(事務局) おっしゃるとおりです。内容を再度確認し、修正します。

・(委員) パブリックコメントもこれで実施したのか。

・(事務局) そのとおりです。特に意見の提出はありませんでした。

・(委員) お疲れさまでした。何回か前の委員会でお話ししたが、市町村のモチベーションを上げる仕組み、例えば評価制度を実施するとか、実際に取り組んでいる事例を取り上げて周知するとか、市町村のがんばりを「見える化」していくことが県の大きな役割ではないかと思う。市町村を巻き込んでいく仕組みづくりを、検討していただければと思う。

・(事務局) 現状として、市町村を巻き込む仕組みとしては、改定計画(案)の40ページに記載している施策群になると思います。少しずつですが、現場の社会福祉法人等がお困りであるという声が当課まで届くようになり、市町村の福祉部局に間に入っていたかかないと上

手く話が進まないという認識が強くなってきています。そのため、まずはそういった方々とお話しをする機会を設けていきたいと思っています。またあるいは、県の福祉部局と話す機会を設けて、そこにいずれ市町村の福祉部局も加えていけたらと思っています。大牟田市さんなどの積極的な他市町村の取り組み事例等を紹介して、認識の共有から始めていければと思っています。

・(委員) 地域善隣事業は、県としてあまり関わっていないのか。

・(関係課) 県福祉部局には数件の相談があるが、県として積極的に動いているかといわれると、まだそういった状態ではない。

・(事務局) 今年度の県居住支援協議会の総会は、空き家対策連絡会議と同時開催しています。大牟田市さんにお越しいただき、取り組み事例を紹介していただきました。空き家対策と居住支援の双方で連携して、空き家を有効活用している事例等をご紹介いただいたので、市町村の空き家対策の担当者や福祉の担当者にとって、少しでも刺激になればと考えています。市町村の空き家対策の担当者と福祉の担当者の中で、そのような話がされていることを期待しています。

・(委員) ある高齢者がサ高住に入居すると、その高齢者が住んでいた家は空き家になるというように、高齢化と空き家対策の関係は実は密接であるから、双方を知っていることが大事だと思う。

・(委員) サ高住に入居しようとする人の情報を事前に捉えて、将来的に空き家になるであろう家に取り組んでいる団体はあるのだろうか。

・(委員) 団体としてはまだないと思う。サ高住に入居するときに「自分のうちが空き家になってしまって困る。どうしたらいいだろうか。」といった相談があるという話をサ高住に勤める職員の方から聞いたことがある。

・(委員) そのような情報を交換しながら居住支援協議会も関わっている地域はあるだろうか。

・(委員) 一番それに近いのは、やはり大牟田市ではないか。

・(委員) 今の話題は確かに重要な視点で、住宅と福祉が連携して取り組むということは、そういったことなのかもしれない。サ高住や福祉施設に移った後に「この家どうするんだ」という漠然とした問題が片付かないとなかなか引っ越すことができないと思う。

・(委員) 空き家をすぐに処分したくないというのであれば、空き家管理の問題になると思うので、管理業者を紹介するなどの対策が必要になる。

・(委員) そういった最先端の話題は、改定計画(案)の40ページの諸活動の中で積極的に取り組んでいただくこととして、本文中に明示するというよりは、こういった議論を覚えおいて、着実に実施していただければと思う。奈良モデルのような独自性のある取り組みになるのではないかと。

・(事務局) 今年度の居住支援協議会総会の後、高齢者住宅財団の方が中心となって座談会を開催していただきました。話していて、まだ住宅と福祉は遠いなという感想をもちました。

・(委員) 実際に、工務店で働く方と福祉施設で働く方は遠いと思う。例えば、住宅のリフォーム1件をとっても、話は噛み合わないと思う。そのような状態から「地域で一体的に取り組みましょう」となるには、相当時間がかかるかもしれない。

・(委員) 京都市の取り組みをみていると、行政が直接、市民に対して何かするのではなくて、福祉事業者と不動産屋が民民の間で連携していて、円滑に相談が流れるようなかたちになっている。民民の関係でもキーパーソンや熱心な不動産屋が地域密着でいてくれれば、割と連携は図りやすいようだ。

・(委員) そういった連携の仕組みをどのようにして各地域でつくっていくのかを検討するのが、県の役割だと思う。

・(委員) 現状として、一枚岩ではないと思うが「不動産屋がいるべきだ」という風潮が強いと思う。「地域密着型の優良な不動産屋」はどのようにできていくのか、どのように育っていくのかが、各地域でテーマになっていると思う。今は制度があるわけでもなく、有志で取り組んでいる不動産屋が大半ではないだろうか。

・(委員) そういった地域密着型の不動産屋に、県として何かポイントをあげるとか表彰するとかはできるかもしれない。

・(事務局) 先にあった「見える化」のひとつですね。

・(委員) 評価して「見える化」することは、お金がかからないし、そんなにエネルギーもかからないと思う。

・(委員) 改定計画(案)の42ページの「2庁内及び市町村、公的主体、民間との連携」に、「将来的に」という未来志向の文言を記載することが可能ならば、「今後、対象が高齢者の他、生活困窮者や障がい者等にまで拡大しても、地域で共生する」といった方向性を示すはどうか。

・(事務局) 居住支援協議会という場が磁石のように、居住支援に興味がある様々な人が集まれる場になれば良いと思います。また、そういった方々には、居住支援協議会への参画も検討していただけたらと思います。

・(委員) 改定計画(案)の39ページに「(1)住まいに関する情報提供」という施策群があり、その4番目に移住・住みかえ支援機構が実施している「住まいまちづくり推進事業」があるが、これを「情報提供」として記載しているのが少し気になる。「住み替えのための情報提供としてこういう事業がある」というニュアンスか。

・(事務局) そうです。

・(委員) それならば、施策の概要に「情報を提供するため」のような文言を入れた方が良いと思う。

・(委員) あと、単純な質問として伺いたい。改定計画(案)の30ページにある「事業者向けのセミナー実施」の実施主体が奈良県地域住宅協議会となっているが、奈良県地域住宅協議会とはどういったものなのか。

・(事務局) 住宅政策全般を推進するために、国の方から設立するよう言われている協議会で、県と市町村とURに、奈良県の場合は新築資金等貸付金回収管理組合も参画しています。住宅政策に係る者で構成された協議会です。奈良県では平成20年に設立していません。事務局は住まいまちづくり課です。居住支援協議会の住宅政策版だと思っていただければ分かりやすいと思います。

・(委員) そこが事業者向けにリフォームのセミナーをやっている。

・(事務局) はい。

・(委員) 地域住宅協議会は昔のHOPE計画とは関係ないのか。HOPE計画は地域住宅なので、別のものという理解で良いか。

・(事務局) 地域住宅協議会は、地域住宅交付金があったときのなごりです。HOPE計画と直接は関係ありませんが、住宅政策の中で連綿とした流れになっています。

・(委員) あともうひとつ、改定計画(案)の30ページに「災害時における円滑な住宅の応急修理の支援」という施策があり、その概要に「災害時において、円滑な住宅の応急処理を支援するため、奈良県建築労働組合との連携を検討します。」とあるが、これは近年話題になっているような、災害のときの応急修理で大工が足りないという状況を打開するためのもの

か。

・(事務局) 打開できるまで取り組みが進むか分かりませんが、災害時に「こういった工務店があるよ」という情報を円滑に伝えられるようにしたいと考えています。

・(委員) これは、奈良県建築労働組合と協定を結ぶイメージか。

・(事務局) はい。最終的には協定を結びたいと考えています。

・(委員) 建築の現場の方達による労働組合のようなものは、ここしかないのか。

・(事務局) はい。工務店さんの集まりは県内にはここしかありません。

・(委員) 概要の表現として、奈良県建築労働組合が相手として決め打ちされているので、例えば、他に同様の組合等がある場合、この表現は問題になりかねないと思うがどうか。

・(事務局) その点については問題ないと考えています。

・(委員) 問題なければ構わない。

・(委員) 非常によく我々の意見をまとめあげてつくられているので、もし意見等ないようであれば早めに終了してよいか。

・(事務局) はい。

・(委員) 今日出た意見は、必ずしも対応しなければならないわけではなく、時間の範囲内で事務局の方で対応を検討いただければと思う。あとは事務局の方で進めていただいて、必要であれば各自照会等いただきながら進めていただければと思う。

・(委員) 今日欠席の委員の方はどうするのか。

・(事務局) 別途対応する予定です。個別訪問が必要かもお聞きしたうえで、対応します。

・(委員) それでは、それを含めて今回の議事概要ということにさせていただければと思う。

<委員会終了後>

「奈良県高齢者居住安定確保計画（改定案）」に関して、修正意見等なしの旨、当日欠席された委員に確認しました。